

災害廃棄物処理対象量の見直しについて (県受託処理分)

平成24年5月

宮城県環境生活部震災廃棄物対策課

災害廃棄物処理対象量（県受託処理分）の見直し理由

- ◆市町による災害廃棄物の一次仮置き場への集積が進み、県が受託する処理量の把握が可能になってきたこと
- ◆被災家屋について、解体棟数が大幅に減少する見込みであること
- ◆相当程度の災害廃棄物が海洋に流出したままと見込まれること
3県で 600トン（海上 150トン 海中 350トン）
- ◆広域処理の要請に当たり、詳細な種類別処理量の精査が必要なこと

